

一般事業主行動計画（学校法人早稲田大学）

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27（2015）年4月1日から平成29（2017）年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 女性教職員の人材育成と確保等を図るため、そのためのサポートシステムや教育研究環境の整備等の施策を講じる。

（対策）

- 1) 男女共同参画推進に対する教職員の意識向上・啓発を目的とし、次の事項をおこなう。
 - (1) 新規採用の教職員研修において男女共同参画の講義を盛り込み、その理解を深める。
 - (2) Webサイトを充実させ、教職員に各種情報の提供をおこなう。
 - (3) 教職員向けの講演会・交流会・セミナー等を開催する。
- 2) 「ワークライフバランス・サポートセンター」を通じて、教職員に対する各種支援事業に取り組む。
- 3) 授乳兼搾乳室、多目的トイレなど、教職員の子育てと仕事の両立を支援する施設・設備の拡充をはかる。

目標2 より多くの教職員が、子育てをしながら就業を継続できるよう、新たな措置を講じる。

（対策）

- 1) 育児・介護休業法の要件を満たさない職員に対して、要件を緩和し、仕事と子育ての両立を支援するための特別措置を講じる。
- 2) 育児休業中の職員や子育て中の職員が、就業の意欲や就業上必要な能力を維持できる取組み施策を講じる。
- 3) 新たな措置を含む育児支援施策に関する教職員向けの案内を理解しやすく改訂し、周知を徹底する。

目標3 全ての教職員が健康で生き生きと就業し、活躍できる環境づくりを推進する。

（対策）

- 1) 女性職員の一層の活躍をはじめ、性別や雇用形態、国籍など個々人の違いに関わらず、全ての教職員が生き生きと働ける職場環境や風土を構築し、所属メンバーの意欲と能力を引き出していくことを目的に、女性職員と管理職を対象に「ダイバーシティと女性職員の一層の活躍を実現するための研修プログラム」を体系的に実施する。
- 2) 男性職員が育児参加しやすい環境づくりの一環として、管理職に対して働き方の見直しに資する取組み施策を講じる。
- 3) 職員が健康で生き生きとした生活を送るために、年次有給休暇を効果的に取得できるよう、全学的な取組み施策を講じる。

目標4 職員の平均時間外労働時間を削減する。

（対策）

- 1) 「ノー残業デー」について、引き続き、箇所単位での設定に加えて、個人の業務の都合等に合わせて個人単位でも別途設定できるようフレキシブルな運用とし、徹底する。
- 2) 職員の健康管理をより重視することを目的に、引き続き、時間外削減に関する全学的な取組み施策を全管理職に提示し、協力を要請する。
- 3) 人事部による時間外の多い職場の管理職との個別面談を実施し、意識啓発や箇所別の具体的な取組み支援をおこなう。

以 上